

大正四年六月編成

編成

豫戒令廢止ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

ラレムコトヲ請フ

大正二年十二月二十日

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛

勅令第 號
豫戒令ハ之ヲ廢止ス

裁判所構成法中改正法律案帝國議會へ提出ノ件
右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

大正三年二月二十四日

内閣總理大臣伯爵山本權兵衛